

岐阜県公報

号外(一) 令和元年十月十五日

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(入事課)

二

ページ

岐阜県規則第五十九号

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則
岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

(防災課)
(出納管理課)

二 二

ページ

(入事課)

二

ページ

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓 令 甲

二

ページ

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改める。

第十条第一項の表家畜防疫対策課の項中「防疫企画係」を「防疫対策係」に改め、同項の次に次のように加える。

家畜伝染病対策課	管理調整係、防疫企画係、感染予防対策係
----------	---------------------

第十条第二項の表家畜防疫対策課の項第一号中「」と「」の下に「他の所掌に属するものを除く。」を加え、同項の次に次のように加える。

家畜伝染病対策課	<ul style="list-style-type: none"> 一 家畜の伝染病対策に係る総合的な企画立案及び調整に関する事。 二 野生いのししの捕獲、調査等の対策に関する事。 三 野生いのししへの経口ワクチンの散布等に関する事。
----------	---

第十条第三項の表畜産振興課の部の次に次のように加える。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">家畜伝染病対策課 策班</td><td style="width: 33%;">野生いのしし対策室 課長</td><td style="width: 33%;">捕獲・調査係、経口ワクチ ン対策係</td></tr> </table> <p>「Jの規則は、公布の日から施行する。」</p>	家畜伝染病対策課 策班	野生いのしし対策室 課長	捕獲・調査係、経口ワクチ ン対策係		
家畜伝染病対策課 策班	野生いのしし対策室 課長	捕獲・調査係、経口ワクチ ン対策係			

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">岐阜県規則第六十一号 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則</td><td style="width: 33%;">岐阜県規則第三十一号 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則</td><td style="width: 33%;">岐阜県規則第八十九号 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則</td></tr> </table> <p>「Jの規則は、公布の日から施行する。」</p>	岐阜県規則第六十一号 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	岐阜県規則第三十一号 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	岐阜県規則第八十九号 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
岐阜県規則第六十一号 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	岐阜県規則第三十一号 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則	岐阜県規則第八十九号 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則			

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三家畜防疫対策課の表の次のように加える。

家畜伝染病対策課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律施行規則（以下この項中の「省令」という。）の施行事務（いのししに係るものに限る。）		1 法第十四条の二第一項の規定による実施計画の策定及びその変更 2 法第十四条の二第四項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定による環境大臣への報告の協議	1 法第十四条の一第一項の規定による環境大臣への報告 2 法第十四条の二第一項において準用する法第七条第五項の規定による意見聴取及び同条第七項の規定による協議
8 第五項及び第六項の規定による従事者証の交付、同条第九項の従事者証の再交付及び同条第十一項の規定による従事者証の返納の受付省令第十三条の九	3 法第十四条の一第一項の確認 4 法第十四条の二第一項の規定による国機関からの捕獲等の結果の通知の受付 5 法第十四条の二第一項の規定による事業実施の委託 6 法第十四条の二第一項の規定による事業実施の確認 7 法第十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の従事者証の交付、同条第九項の従事者証の再交付及び同条第十一項の規定による従事者証の返納の受付省令第十三条の九	3 法第十四条の二第一項の確認 4 法第十四条の二第一項の規定による国機関からの捕獲等の結果の通知の受付 5 法第十四条の二第一項の規定による事業実施の委託 6 法第十四条の二第一項の規定による事業実施の確認 7 法第十四条の二第一項の規定による事業実施の委託 8 法第十四条の二第一項の規定による事業実施の確認	1 法第十四条の一第一項の規定による環境大臣への報告 2 法第十四条の二第一項において準用する法第七条第五項の規定による意見聴取及び同条第七項の規定による協議

別表第三農村振興課の表八の項中「施行事務」のトビ「(一)のしし」に係るものと「(二)のしし」に係るものとの間を除く。規定期間による変更の届出の受付

9 省令第十三条の九第七項の規定による亡失の届出の受付

この訓令は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則

令和元年十月十五日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社